

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1)北九州市のこれまでの取組み

北九州市では、「健康福祉北九州総合計画(健康づくり部門)」(平成18(2006)年3月策定)及び同計画改訂版(平成21(2009)年3月改訂)に基づき、生涯を通じて市民一人ひとりが健康で生き生きと心豊かに満足して暮らすことができる「健康で元気なまちづくり」の実現に向け、様々な取組みを進めてきました。

その後、国計画「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21(第二次))」の施行に合わせ、「北九州市健康づくり推進プラン」(第一次:平成25(2013)年3月、第二次:平成30(2018)年3月)を策定しました。

このプランに基づき、生活習慣病の予防及び重症化予防を目的とした健康知識の普及啓発やがん検診、特定健診及び歯科検診の実施や受診促進、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、身近な地域での市民主体の健康づくりを支える環境整備等に取り組んできました。

平成30(2018)年3月に策定した「第二次北九州市健康づくり推進プラン」が令和5(2023)年度で終了することから、これに続く新たな計画を策定し、次世代を担う子どもや若者をはじめとするすべての市民が、社会とのつながりの中で、健やかで心豊かに生活できる幸福な社会の実現を図ります。

### (2)国の動向

国は、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に掲げ、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取組みにより、令和6(2024)年度から令和17(2035)年度までの「健康日本21(第三次)」を推進することとしています。

また、令和元(2019)年の「健康寿命延伸プラン」において、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など新たな手法も活用して健康寿命の延伸に向け取組みを進めることとされています。

平成27(2015)年に国連サミットで採択された国際目標である「持続可能な達成目標(SDGs)」においても、「すべての人に健康と福祉を」が目標の一つとされており、国際的にも健康づくりの重要性が高まっています。

## 2 計画の位置づけ

本プランは、市民の健康増進を総合的に推進することを目的とした健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画です。

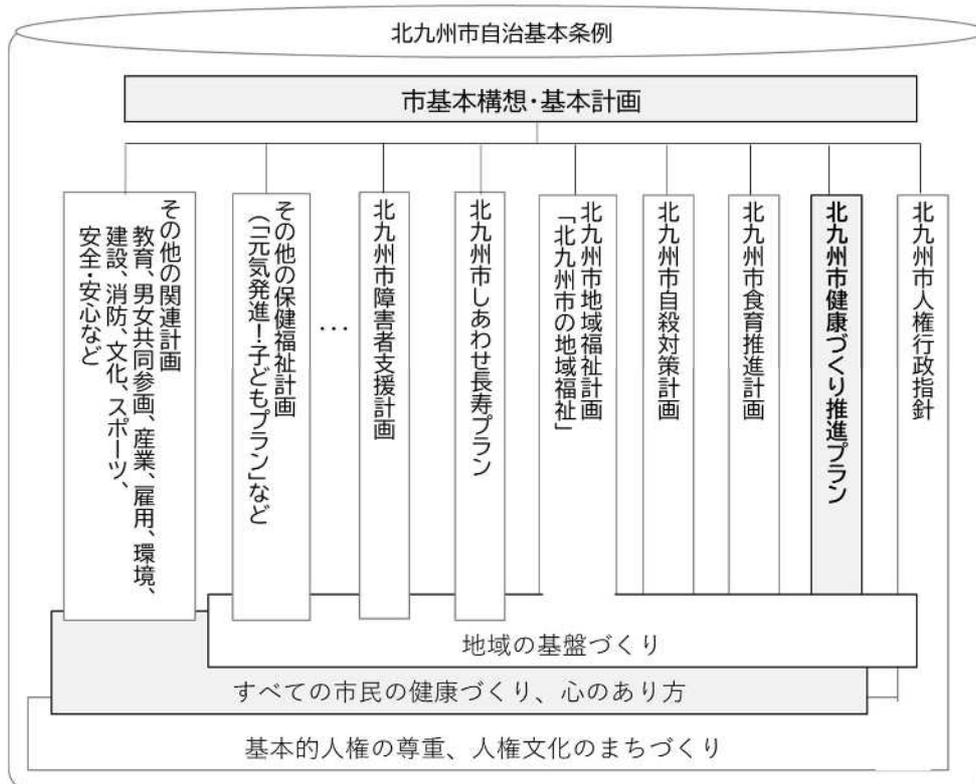
北九州市の基本構想・基本計画に基づく分野別の計画として位置づけられ、本プランの推進にあたっては、市民の「健康」の実現に関わる様々な計画と相互に連携を図ります。

〈関連する主な計画〉

- ・健康保険法に基づく「北九州市国民健康保険第三期保健事業実施計画」
- ・食育基本法に基づく「第四次 北九州市食育推進計画」
- ・「第4期 福岡県がん対策推進計画」 など

また、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした歯科口腔保健の推進に関する法律第12条及び13条の規定に基づく歯科口腔保健計画を包含しています。

《健康づくり推進プランの位置づけ(各種計画との関係)》



### 3 計画の期間

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度 (6年間)

### 4 計画の推進体制

健康づくりを取り巻く関連施策については、北九州市の基本構想・基本計画に基づき、「保健福祉」「子育て」「教育」「文化」「スポーツ」「産業・雇用」「まちづくり」「安全・安心」などをテーマに分野別計画を策定して、多種多様な取組みを展開しています。本プランの推進にあたっては、これらの分野別計画と相互連携を図っていくため、部局横断的に連携・協力し取り組んでいきます。

また、企業、NPO、地域ボランティア、協会けんぽ等の医療保険者、医師会や歯科医師会等の関係機関、大学、福岡県等、様々な関係機関と連携・協働し、健康づくりの取組みを進めていきます。